

議事日程 令和3年9月10日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第34号～議案第45号)
- 日程第6 議案審議
議案第41号 令和2年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第42号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第8 議案第43号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第9 議案第44号 令和2年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第10 議案第45号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定
について

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は令和3年第3回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番原直弘君及び4番吉田豊君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より9月27日までの18日間といたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様、おはようございます。令和3年第3回上峰町議会定例会に御出席いただき、ありが
とうございます。

それでは、早速各課順に行政報告をいたします。

まず、総務課でございます。

総務課

新型コロナウイルス関係では、町内感染者の発生状況を的確に把握するとともにホーム
ページ等を活用した情報発信、注意喚起、公共施設や各種イベント等への対応を行いました。
なお、現在も予断を許さない状況が続いており、感染状況等を注視し、迅速な対応に努めた
いと考えております。

人事関係では、令和3年度前期上峰町職員採用試験を実施し、1名の採用を決定しました。

防犯関係では、犯罪及び非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪
や非行のない明るい地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」が行われ、本町にお
きましても7月1日にメッセージ伝達式が行われました。

防災関係では、8月8日から8月9日に台風9号に伴う自主避難所開設を行い、8世帯8
名を受け入れました。また、8月11日から8月19日の豪雨の期間は避難所開設を行い、8世
帯14人の受け入れを行いました。

上峰町消防団第3部消防格納庫移転新築工事につきましては、入札が完了しました。

まち・ひと・しごと創生室

1. 広報企画係

マイナンバーカードを活用した消費活性化策であるマイナポイント事業については、事業
期間が令和3年9月末まででしたが、12月末まで延長されました。当町においても庁舎総合
案内でのマイナポイント設定支援を延長することで対応していきます。

鎮西山樹木管理等業務は、業者選定を終え作業に入っております。

国においては、各地方自治体が、情報システムの標準化、行政手続のオンライン化などについて計画的に取り組む方策を検討し、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を策定しました。当町においても引き続き情報収集を行い対応していきたいと思っております。

8月1日から九州朝日放送のdボタン広報誌を運用しています。防災情報・コロナウイルスに関する情報、生活情報などを掲載しており、地上デジタル放送でも情報を提供できる体制を構築しました。

2. まち・ひと・しごと創生係

ふるさと納税については、総務省より令和2年度における「ふるさと納税に関する現況調査結果」が7月30日に公開されています。決算見込みではありますが、本町では、寄附件数が約24万4千件、金額では約4,442,000千円であり、佐賀県内で1位でした。今年度は、7月末現在で寄附件数約4万9千件、金額では約740,000千円となっております。引き続き、制度を取り巻く周辺環境や社会変動要因に鑑みながら戦略的に取り組んでまいります。

地域ブランディング事業については、業者選定を終え当町の歴史資源でもある鎮西八郎為朝を活用した展開をしていきたいと考えております。

財 政 課

予算編成関係では、臨時議会の予算案を取り纏め、8月12日の臨時議会に一般会計補正予算第4号として上程しました。また、9月補正予算の原課要求期限を7月30日に設定し、8月5日までに査定を実施し、予算案として取り纏めて、今回の定例議会に一般会計補正予算第5号として上程しております。

決算分析の関係では、7月16日に地方財政状況調査の県ヒアリングを受けて、令和2年度の財政指標が確定しました。また、令和2年度健全化判断比率につきましては、8月17日に町監査委員の審査に付し、今議会において諸般の報告を行います。

庁舎管理関係では、別館車庫の電動シャッターが老朽化していたため、開閉の際に大きな音が発生していたことから、電動シャッター取替工事の発注を行いました。また、新型コロナウイルス感染症対策として庁舎1階カウンターの来客用椅子を消毒しやすい生地の椅子と入れ替えました。

住 民 課

1. 住民記録係

7月末現在の人口は9,696人、昨年同時期と比較しますと89人の増、世帯数は3,792世帯で95世帯の増となっています。

マイナンバー制度関連としましては、7月末時点における地方公共団体情報システム機構より町に到着しているマイナンバーカード数は3,900件、交付数は3,671件です。町の人口に

対するカード交付率は37.9%となっています。

コンビニ交付サービスについては、マイナンバーカードの交付率の増加及びサービスの浸透により利用者は、年々増加していますが、今年度は、サービス開始から5年を迎え機器更新の時期となります。この機器更新を機会にオンプレミスからクラウドへの移行を行い、より安全で利便性の高いサービスを提供します。今後も、マイナンバーカードの普及やコンビニ交付サービス周知のため広報に努めます。

2. 子育て支援係

町内外の教育・保育施設へ入園している子どもの人数は、8月末現在で、ひかりこども園1号16名、2号・3号66名、かみみね幼稚園1号93名、2号・3号69名、ひよ子こども園かみみね1号13名、2号・3号96名、町外施設1号25名、2号・3号18名、合計396名となっています。

次に、児童手当受給者は、毎年6月1日における現況の届出を行うこととなっており、今年度も対象者686名について現況届の受付・審査を行いました。

児童扶養手当受給者につきましても、8月1日より現況届の受付を行っています。

放課後児童健全育成事業については、夏季休業に伴う留守家庭児童健全育成事業を7月21日から実施し、118名の児童をお預かりいたしました。

3. 環境係

昨年に続き、「県内一斉ふるさと美化活動」につきましては、区長会での意見を受けて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

ゴミの散乱をなくし環境美化を促進することを目的として、7月13日から16日にかけて環境美化推進員（区長）の皆様と環境係職員で環境パトロールを実施しました。雑草や樹木が繁茂している箇所については、所有者へ維持管理の依頼を行い、ゴミのポイ捨てが多い箇所については抑止の為の不法投棄防止看板を設置するなどの対策を講じ、環境美化に努めています。

毎年8月の第1日曜日を「上峰町清掃の日」と定めており、今年は雨天であった事から実施の可否を各地区で判断して頂きました。皆様のご協力により約1トンの可燃ごみ、不燃ごみ、雑草などを収集して頂きました。

猫と地域の共存のためのTNR活動支援を、2地区8匹に対して行いました。これ以上不幸な猫を増やさないために、今後もTNR活動に対し支援を行っていきます。

健康福祉課

1. 健康増進係

特定健診及び各種がん検診等の集団健診は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から予約制とし、健診会場では受診者の体調確認・検温を行い、手指消毒やマスク着用を依頼し、3密を避けた体制に努め実施をしております。

4月16日から4月21日、7月14日から7月16日まで老人福祉センターおたっしや館で特定健診を実施し、323名の方が受診されました。令和2年度の特定健診の受診率は、対象者1,197名に対し501名の方が受診され、受診率は41.9%でした。感染症対策を徹底しながら生活習慣病予防等住民の健康意識の向上のため引き続き取り組んでいきます。

新型コロナワクチン接種は、7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種が完了しました。64歳以下の対象者についても接種を進めており、若年層に向けての対応として、平日に加えて土曜日と日曜日の接種を実施しております。

12歳から15歳の対象者については、医療機関での個別接種を8月中旬より開始しました。医療機関と連携しながら新型コロナワクチン接種を進めていきます。

2. 保険年金係

国民健康保険では、国民健康保険被保険者証等の更新手続きを、滞りなく完了しました。7月末の国民健康保険加入者は、1,042世帯1,671名（前年度同期1,036世帯1,693名）です。保健事業の一環として、国民健康保険の加入者（40歳から74歳まで）を対象に、人間ドック・脳ドック検査費用の一部助成を行っています。7月末時点の人間ドックの申込者は9名、脳ドックの申込者は13名となっています。

また、町内スポーツジム利用者の利用料を助成する健康インセンティブ事業の6月末での登録者は143名です。

令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、申請により傷病手当金の支給を行います。

後期高齢者医療保険では、後期高齢者医療保険被保険者証及び限度額適用・標準負担額認定証の更新手続きを滞りなく完了しました。6月末の後期高齢者医療保険加入者は、1,167名（前年度同期1,173名）です。また、後期高齢者医療保険においても、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、申請により傷病手当金の支給を行います。

3. 福祉介護係

障害者福祉関係では、6月に障害福祉サービス受給者証、7月に重度心身障害者医療費助成受給資格者証の更新手続きを完了しました。

76年前の、8月6日午前8時15分に広島、8月9日午前11時02分に長崎に、原爆が投下された同時刻及び終戦記念日である8月15日正午に、それぞれ1分間サイレンを吹鳴し、戦没者に対し追悼の意を表すとともに、併せて世界恒久平和の実現を祈念し黙とうを捧げました。

結婚50年の金婚式をお祝いするため、令和3年度の金婚者の申込受付を行い7月31日までに14組の方々が申請されました。また、町内在住の100歳以上の方は、8月1日現在で7名おられ、最高齢者は101歳です。

コミュニティバス「のらんかい」については、6月の乗合タクシー・巡回バスの利用者は

延べ人数2,155名、通学バスの利用者は延べ人数1,995名でした。運行便毎の車内の消毒等を実施し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら運行してまいります。

税 務 係

1. 課税係

課税関係におきましては、住民税、国民健康保険税の賦課を6月までに完了しました。7月末現在におきましての主要な税目に係る現年度分の調定額について報告いたします。

まず、個人住民税ですが、414,590千円で対前年同期比1,830千円の減。

次に、法人住民税が30,760千円で2,470千円の増。交付金を含む固定資産税が、696,600千円で30,440千円の減。軽自動車税が、34,460千円で950千円の増。最後に国民健康保険税が158,980千円で4,010千円の減となっています。

2. 収納係

収納関係では、7月から9月にかけて、滞納繰越分を重点的に徴収しております。5月に催告書を発送し、納税相談を受けるなどして、納付の指導助言に努めており、徴収猶予申請などの受付も行いました。8月中には給与差押予告書を発送し、滞納者に対し、早期納付を促しました。また、催告書等の送達を受けてもなお、納税の意思表示がない未納者につきましては、預金等の調査を順次実施し、滞納処分による徴収強化を図っております。

建 設 課

1. 建設係

社会資本整備総合交付金事業関係では、坊所南北線の地元説明会を実施し、用地測量業務の発注を行いました。また、上水道移設についても、佐賀東部水道企業団と協議を行うなど事業推進に努めているところです。

町道の維持管理等業務については、側溝改良工事や舗装補修工事など、設計業務等が整い次第、随時発注を行っています。

2. 管理係

町営住宅関係では、維持管理・修繕などを行うとともに、後年度の改修工事に向けた設計発注等の支援業務を発注しています。

農業集落排水事業関係では、農山漁村地域整備交付金事業による機能強化対策として、切通地区の実施設計作成業務、前牟田地区及び江迎地区の事業計画概要書作成業務の発注を行ったところです。また、公営企業会計の適用に向け、今年度は切通・江迎・井柳・三上処理区に係る固定資産評価業務の発注を行っています。

産 業 課

経営所得安定対策につきまして、9営農組合（構成員162名）、法人1団体及び個人40名の交付申請を取りまとめ、国に申請するとともに、8月17日、18日に作付状況の確認作業を実施しました。

まちづくり実行委員会が8月24日に開催され、昨年度の事業報告、決算、令和3年度の事業計画、予算を審議しました。今年度も新型コロナウイルスの感染状況を勘案して、「かみちやりグランプリ」のような人が集うイベントの実施は中止ですが、コロナ禍でも町のにぎわいに繋げられる代替事業を検討していきます。

電子地域通貨ミネカ事業につきましては、プレミアムチャージなど新たな試みに向けた準備を進めており、新型コロナウイルス感染拡大に対する地域経済対策として実施を図っていきます。

教 育 課

小学校正門等改修工事は、用地買収及び建物等移転補償手続きが終了し、工事の入札準備を行っています。小学校5年生の稲作体験学習では、地元生産組合をはじめ地域の皆様のご協力をいただきながら田植え体験を6月25日に行いました。今年の稲文字は、「なごみ」。コロナ禍の中でも「なかよし 5年生 みんなポジティブに」という思いが込められています。

中学校では、校門と町道間の水はけや見通し確保など校門周辺安全対策工事及び校舎南側のメタセコイヤ等の伐採を行い、環境整備を行いました。

上峰スタディクーポン事業の一環として、中学1年生を対象にした放課後補充学習を開始しました。夏期講習をはじめ、学習塾や習い事等を通して、基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲の向上、個性や能力を伸ばす機会を、今後も引き続き提供してまいります。夏期講習には、中学1年生37名が参加、自宅でのオンライン受講生徒も6名となり、コロナ禍にも対応できる新しい学習の体制ができました。

三養基・神埼地区中学校総合体育大会では、出場した選手それぞれが、練習の成果をいかに発揮し、女子ソフトテニス部の団体優勝、男子卓球部の団体準優勝、県大会ではベスト8等、多くの実績を残されました。また、陸上競技1年生男子が100mで3位、新体操競技2年生女子が個人リボンで3位入賞し、輝かしい成績をおさめられました。

オンライン英会話授業の様子を小学6年生の保護者に7月16日に公開し、約20名の保護者が参観されました。9月下旬には、今年度から始めた中学校でのオンライン英会話授業の様子をメディア公開する予定です。

児童生徒一人一台端末整備等を行うGIGAスクール構想につきましては、既に構築している同時双方向型のオンライン授業システムを活用して、小学校では7月21日に、中学校では8月6日に「オンライン授業の日」として実施し、必要時には即時稼働できる体制を確認しました。また、日常の授業においても、児童生徒の興味関心を高め、分かりやすい授業、考える力を高める授業など質の高いICT教育の展開を行っています。

子ども支援センターでは、現在小・中学生が通級し、また家庭訪問を行いながら、不登校児童生徒の集団生活への適応、基本的生活習慣の改善に向けて、支援や相談活動を行って

ます。

生涯学習課

1. 生涯学習係

地域学校協働活動については、上峰町民センターにおいて、6月から年間を通じて水曜日に「放課後子ども教室」を開講し、将棋教室やレクリエーション教室を行っています。土曜日には、「こどものひろば」を開講し、子どもたちのニーズに基づいて和太鼓やパステルアート教室、そしてフライングディスク体験教室を行っています。また、「夏休み子ども教室」として、7月21日かけっこ、7月28日アクロバット、8月4日ペットボトルロケット、8月11日ニュースポーツ、8月18日プラ板アートの体験学習活動を行い、延べ119名が参加しました。子どもたちは、真夏の暑い中、一生懸命に汗を流しながら楽しく活動していました。

公民館事業については、6月25日、ふれ愛・粋いきセミナー及び女性セミナー合同開講式として、音響設備を高度に充実させた上峰町民センターホールにおいて、音楽を用いたリラクゼーション健康講座を開催しました。7月8日には防災講座、7月21日と8月5日には、消費者教育講座を開催しました。

今後も教室や講座については、新型コロナウイルス感染防止対策として国のガイドラインを遵守し、手指消毒、検温、3密の回避等を講じながら受講者の安全安心を最優先に取り組んでまいります。

2. 生涯スポーツ係

5月10日、「東京2020オリンピック聖火リレー」は、3密の回避などを徹底していただきながら現地観覧の制限や小・中学生のリモート視聴等、ご協力をいただき無事実施することができました。ご協力いただきました沿道警備ボランティアスタッフ及びスタート会場を盛り上げていただいた上峰太鼓等関係者の方々に感謝致します。

中央公園から庁舎まで繋いだ聖火は、7月23日に聖火台に灯り、17日間の熱戦を見守った後、8月8日に多くの感動を私たちに与えて納火されました。

また、SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会については、現在、開催準備に向け佐賀県と全市町において、競技施設の整備や輸送・交通、警備・消防防災、競技用具整備等についての連絡調整を行っています。

町民プールについては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら7月21日からオープンしました。今年も、強い日差しが続く中、子どもたちがたくさん利用して、元気いっぱい、楽しく泳いでいました。

文化課

文化財関係では、例年、国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業について、6月議会以後、11件の開発行為の届け出があり、うち4件について埋

蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

鎮西山城跡については、確認調査を昨年12月末に山頂部・アスレチック広場（西古城地区）、本年5月末から6月初旬に西古城地区とねむの木通り（東古城地区）を対象に実施しました。その結果、山頂部で遺構の検出、遺物の出土が確認されました。本調査実施に向け佐賀大学の教授との調査内容・方法・工程等の現地確認を7月9日に、現地確認結果を基に作成した設計図・仕様等についてリモートによる協議を8月6日に行いました。協議結果を踏まえ、関係課と調整後に本調査の業務委託契約事務を進め、9月中旬より調査に着手いたします。

図書館関係では、「雑誌のリサイクル」（除籍雑誌冊数706冊）を6月26日より実施中です。また、「図書のリサイクル」につきましては、小・中学校、こども園・保育園などへ優先配布後、10月末から図書館利用者へ一般配布の予定です。

毎年、夏休み期間中に小学生を対象に実施している「さまーすくーる」につきましては、4教室を開催し、延べ58人の子どもたちが参加しました。「竹で作る水鉄砲」、「羊毛フェルトで作るせっけん」、「科学実験教室」、「ガラスアート作り」を体験し、楽しい時間を過ごすことができたようで、また参加したいとの感想が多数ありました。

以上です。

○議長（中山五雄君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（中山五雄君）

日程第4．諸般の報告。

諸般の報告を行います。

令和2年度決算に基づく上峰町財政健全化判断比率報告書についての報告をお願いします。

○財政課長（川原俊史君）

皆様おはようございます。私のほうからは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく上峰町財政健全化判断比率につきまして御報告申し上げます。

財政健全化法の規定に基づき所要の手續といたしまして、8月17日に財政健全化判断比率の指標の算定基礎となる事項を記載した書類を町監査委員の審査に付したところでございます。

監査委員のほうからは、同日付、上監第34号で令和2年度財政健全化判断比率審査意見書を頂戴しておりまして、当該意見書の写しを報告書の最後に添付いたしております。後ほど御一読をお願いいたします。

それでは、お手元の令和2年度決算に基づく健全化判断比率報告書を御覧ください。

1 ページをお願いいたします。

1 ページにつきましては、(1)総括表ということで、上段の表に令和2年度の指標の一覧及び早期健全化及び財政再生の基準を、下の下段の表に各係数の概要を掲載しております。

指標の見方として、赤字の状況を示す指標につきましては、数字自体が表示されないことが望ましく、公債費や将来負担に関する指標のほうは表示がない、もしくはより低い数値が好ましいということになります。

2 ページ目をお願いいたします。

2 ページの上段、(2)実質赤字比率を御覧ください。

実質赤字比率は、一般会計及び土地取得特別会計を合わせた普通会計において発生した歳入の不足、いわゆる赤字を標準財政規模の額で除したものでございますが、令和2年度決算におきまして赤字は生じておりませんでしたので、数字自体は表示されておられません。右側に参考としてマイナス7.63とございますが、赤字比率を正の数で表示することとなっておりますので、7.63%の黒字と御理解をお願いいたします。

その下、(3)連結実質赤字比率でございます。

連結実質赤字比率は、先ほどの普通会計に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、さらに公営企業会計である農業集落排水特別会計を含めた赤字額を標準財政規模額で除したものでございますが、実質赤字比率と同様赤字は生じておりませんでしたので、数値の表示はされておられません。

参考欄の見方につきましては、さきの実質赤字比率と同様でございます。

3 ページをお願いいたします。

上段、(4)実質公債費比率、3か年平均でございますが、こちらの係数は先ほどの普通会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び農業集落排水特別会計に加え、一部事務組合、広域連合まで含めて算定した本町に係る公債費の元利償還金等の額を標準財政規模を基本とした額で除したもので、直近の3年の平均でございます。令和2年度は10.9%で前年度の12.0%から1.1ポイント減少をいたしております。

当該係数につきましては、早期健全化段階25%にかなり近づいた平成20年度の23.7%をピークに毎年度着実に減少を続けております。ちなみに、この数値が18%以上になりますと地方債の発行に許可が必要となり、さらに25%以上になると早期健全化段階として一定の地方債の発行が制限されるということになります。

本町の値は順調に改善しておりますが、令和2年度の速報値の県内市町単純平均につきましては、8.3%となっております。まだ2.6%の開きがあるという状況でございます。

続きまして、その下、(5)将来負担比率でございます。

こちらにつきましては、先ほどの会計にさらに三養基西部土地開発公社を含め、本町が将来にわたって負担すべき実質的な債務の額を町の標準財政規模を基本とした額で除したもの

でございます。当該指標が350%以上になると早期健全化段階となります。

算定につきましては、ふるさと寄附金基金を含む基金残高を将来負担額から控除するという形になりますので、結果として、分子そのものがマイナスとなることから本町の令和2年度決算における将来負担比率は生じず、比率は標示されてございません。

財政健全化指標の状況は以上でございますが、町に歳入される一般財源の規模を示す標準財政規模は26億円ほどの自治体でございますので、身の丈に合った効率的な財政運営は必要不可欠ということには変わりない状況です。

以上で、令和2年度決算に基づく健全化判断比率に関する報告を終わります。

○議長（中山五雄君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第34号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

不燃物指定袋の新たな規格を追加するため、上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和50年上峰町条例第18号）の一部を改正するものです。

令和3年9月10日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第35号

令和3年度上峰町一般会計補正予算（第5号）

令和3年度上峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,541,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年9月10日 提出

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第36号

令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,892千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ993,419千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月10日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第37号

令和3年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ574千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月10日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第38号

令和3年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和3年度上峰町の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月10日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第39号

令和3年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

令和3年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,309千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ664,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月10日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第40号 動産の買い入れについて。

GIGAスクール構想によるタブレットパソコン199台購入の本契約後に追加3台購入の変更仮契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定に基づく議会の議決に付すべき契約並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上峰町条例第8号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求

めるものです。

令和3年9月10日提出、上峰町長武廣勇平。
後ほど主管課課長より補足説明をいたします。

議案第41号

令和2年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度上峰町一般会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第42号

令和2年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第43号

令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第44号

令和2年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度上峰町土地

取得特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第45号

令和2年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

以上、12議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より12議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第34号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

お手元に議案第34号を御用意ください。

このことにつきましては、かねてより住民の皆様から不燃物指定容器（袋）について容量の小さいものが欲しいという御要望を多く受けておりましたことから、この要望にお応えるため、上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正を行うものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の右側現行、別表第1（第9条関係）、一般廃棄物処理手数料の不燃物指定容器（袋）1枚につき45円を、左側改正後のとおり、不燃物指定容器（袋）大1枚につき45円、不燃物指定容器（袋）小1枚につき25円に変更するものです。

容量につきましては、不燃物指定容器（袋）大は38リットル、不燃物指定容器（袋）小は25リットルを予定しており、今回全ての種類の袋について低密度で伸びやすく、とがったも

のにフィットして穴が空きにくい素材に変更する予定でございます。

なお、住民の混乱防止のため、デザインや色につきましては変更いたしません。

続きまして、添付資料といたしまして、議案第34号に添付したもので、上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に伴いましたところで、規則の改正をする必要がございますので、その分の資料を併せて添付させていただいております。

上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則になります。

新旧対照表を御覧ください。

一般廃棄物の容器第2条関係ですが、右側現行、第2条第3号中、（ポリエチレン製の袋）黄色を左側改正後の大（ポリエチレン製の袋）黄色に改め、第4号として不燃物用指定容器、小（ポリエチレン製の袋）黄色、黒色文字を加えるものです。

次に、販売委託料、第3条関係では、左側改正後のとおり、不燃物指定容器（袋）大、不燃物指定容器（袋）小、それぞれの販売委託料について示したものとなっており、大1枚につき4円50銭、小1枚につき2円50銭としております。

以上、資料について申し上げましたが、条例の改正をお認めいただきますと規則につきましても改正ということになりますので、お示しをさせていただいたところでございます。

施行日は、住民への周知や袋の製造準備等が一定期間必要であることから、令和4年4月1日としております。

以上で、議案第34号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○財政課長（川原俊史君）

私のほうからは、議案第35号及び議案第38号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第35号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の9. 地方交付税、補正額174,966千円、計1,151,966千円。

款の13. 国庫支出金、補正額18,351千円、計854,408千円。

款の15. 県支出金、補正額326千円、計334,155千円。

款の17. 寄附金、補正額5,000千円、計4,005,111千円。

款の18. 繰入金、補正額マイナス51,797千円、計4,925,692千円。

款の19. 繰越金、補正額152,648千円、計202,648千円。

款の20. 諸収入、補正額54千円、計135,885千円。

款の21. 町債、補正額73,676千円、計327,095千円。

歳入合計、補正額373,224千円、計13,541,082千円。

次に、歳出でございます。

4 ページを御覧ください。

款の2. 総務費、補正額256,863千円、計9,018,247千円。

款の3. 民生費、補正額17,230千円、計1,423,668千円。

款の4. 衛生費、補正額7,817千円、計736,806千円。

款の6. 農林水産業費、補正額1,228千円、計409,055千円。

款の8. 土木費、補正額36,115千円、計461,905千円。

款の9. 消防費、補正額341千円、計209,931千円。

款の10. 教育費、補正額10,376千円、計612,266千円。

款の12. 公債費、補正額43,254千円、計403,832千円。

歳出合計、補正額373,224千円、計13,541,082千円。

6 ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

1 追加でございます。

起債の目的でございますが、繰上償還に伴う借換債、限度額43,253千円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年利4%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとなっております。

この起債は、平成17年度に民間金融機関から借入れを行った臨時財政対策債の利息の特約期間が終了することに伴い、今回、最も金利の低い提示があった金融機関に借り換えを行うものです。

続いて、2 変更でございます。

起債の目的は、臨時財政対策債で限度額の変更となります。

今年度の臨時財政対策債の発行可能額が決定しましたので、その決定額に合わせて190,119千円から220,542千円と変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法等の条件に関しては変更ございません。

では、主な補正内容について御説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

款の9. 地方交付税、項の1. 地方交付税、目の1. 地方交付税、節の1. 普通交付税の

174,966千円は、今年度の普通交付税の額が1,041,966千円に確定しましたので、現計予算額の867,000千円との差額を計上しております。対前年度は196,374千円の増で、比率としましては約23%の増となりました。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 土木費国庫補助金、節の5. 都市公園整備費補助金9,300千円ですが、鎮西山再整備事業に伴う補助金となります。事業費の50%の補助率となっており、事業内容については歳出のほうで改めて御説明いたします。

同ページ、同款同項、目の3. 衛生費国庫補助金、節の1. 保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,270千円は、現在実施している新型コロナウイルスワクチン接種に係る人件費等に充当できる補助金です。また、そのすぐ下、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,464千円は、実際にワクチン接種に係る費用に充当できる補助金で、両方とも国費10分の10の全額補助となっております。

5ページをお願いいたします。

款の17. 寄附金、項の1. 寄附金、目の1. 総務寄附金、節の1. 総務寄附金、中心市街地応援寄附金5,000千円ですが、個人より中心市街地活性化事業に役立ててほしいとの意向の寄附がありましたので、予算を計上しております。歳入金額と同額を事業充当として歳出予算に計上をしております。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金マイナス84,178千円は、普通交付税の増額や繰越金等で余剰財源が生じたので、6月補正に計上しました財政調整基金からの繰入金を減額するものです。

同款同項の目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金29,770千円は、主に今回の補正予算計上の工事費などの財源として各種事業に活用させていただくものです。

同ページ、下段の款18. 繰入金、項の2. 特別会計繰入金、目の2. 国民健康保険特別会計繰入金、節の1. 国民健康保険特別会計繰入金の前年度国民健康保険特別会計繰入金返還金2,062千円は、令和2年度に国民健康保険特別会計で実施しました各種事業の精算を行いましたところ繰出金として事業費よりも多く支出している部分がありましたので、今年度精算して繰入金として収入するものです。

1ページめくっていただきまして、款の19、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金の152,648千円は、前年度の繰越金が202,648,384円に確定しましたので、現計予算額の50,000千円との差額を計上しております。

同ページ、下段の款の21、項の1. 町債、目の1. 総務債、節の3. 繰上償還に伴う借換債43,253千円は、冒頭の地方債補正の追加のほうで御説明しました借換債の歳入の部分となります。

同款同項、目の9. 臨時財政対策債、節の1. 臨時財政対策債30,423千円は、冒頭の地方

債補正の変更で御説明しました臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴う増額でございます。
それでは、歳出予算に移ります。

7ページをお願いいたします。

7ページの下から2行目、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の3. 財産管理費、節の14. 工事請負費、庁舎軒下防鳥対策工事1,200千円は、庁舎の屋根の軒下に防鳥対策のネットが設置されていますが、経年劣化によりネットが破れており、その破れた部分から鳥が侵入し巣を作っております。日々、巣の一部の枝、ふん、卵などが落ちてきている状況のため、破れたネットの張り替え及び鳥がとどまれないようなピンの設置を予定しております。

そのすぐ下、同款同項の目の6. 企画費、節の12. 委託料の情報系システムパソコン設定設置委託料3,247千円は、本年度10月で職員用のパソコンがリース期限を迎えることから新規に調達する分を含めて、合計72台のパソコンの初期設定を行うものです。

1ページめくっていただきまして、同款同項の目の8. 財政調整基金費、節の24. 積立金146,676千円は、地方自治法第7条の規定に基づき、令和2年度の繰越金の2分の1及び今回の補正の余剰財源を今後のために積立てを行うものです。今回の補正で予算上の財政調整基金の残高は534,000千円ほどになります。

そのすぐ下、目の9. 減債基金費、節の24. 積立金の20,000千円は、令和元年度及び令和2年度で返済基金の積立てが利子分しか行えておらず、基金残高が徐々に減っておりますので、今回、令和元年度決算額を目安に積立てを行うものです。今回の補正で予算上の減債基金の残高は209,000千円ほどになります。

3行下、目の14. 公共施設整備基金費、節の24. 積立金80,000千円は、減債基金と同様に令和元年度及び令和2年度で積立てが利子分しか行えていなかったため、令和元年度決算額を目安に積立てを行うものです。今回の補正で予算上の公共施設整備基金の残高は323,000千円ほどになります。

1行下、目の18. 中心市街地活性化事業費、節の18. 負担金、補助及び交付金の中心市街地応援交付金は、歳入の寄附金のところで御説明しました個人からの寄附金について交付金として中心市街地活性化事業に全額支出するものです。

10ページをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の27. 繰出金、国民健康保険特別会計繰出金4,173千円は、歳入の繰入金の際に御説明した予算と同様に、令和2年度に国民健康保険特別会計で実施しました各種事業の精算を行いましたところ、繰出金が事業費より少なく支出している部分がありましたので、今年度精算として繰出金として支出するものです。

同ページ、2行下、同款同項、目の2. 障害者福祉費、節の22. 償還金、利子及び割引料の前年度自立支援給付費国庫負担金返還金、以下7件につきましては、障害者の福祉事業と

して国及び県より負担金等を受けて事業を実施しておりますが、前年度の負担金等の精算分として国及び県にそれぞれ返還するものです。

11ページ、中段より少し下になります。

款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費、節の3. 職員手当等の時間外手当1,500千円は、土日に実施しておりますワクチンの集団接種に従事する職員の時間外手当になります。節の7. 報償費、謝金1,514千円も、同様に土日に実施しておりますワクチンの接種に従事していただく医師や看護師の謝金となっております。節の12. 委託料の予防接種委託料2,920千円は、ワクチンの接種を町内の医療機関において個別接種を行っておりますが、診療時間外でワクチン接種を行った医療機関に支払う加算分となっております。

1ページめくっていただきまして、12ページ、中段。

款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の5. 環境衛生費、節の18. 負担金、補助及び交付金の不良建物除却事業費補助金1,000千円は、空家対策事業の家屋等の除却費用となっており、国の社会資本整備総合交付金の2分の1補助を活用して事業を実施します。

同ページ、下段、款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の3. 農業振興費、節の18. 負担金、補助及び交付金の農業経営収入保険制度支援対策事業補助金1,000千円は、自然災害や病虫害、そして、新型コロナウイルス感染拡大などの影響により被災する農家を支援する取組を新たに実施するもので、収入減少を補填する収入保険制度への加入促進と負担軽減を目的として保険料の一部を町が補助するものです。

13ページ、下段。

款の8. 土木費、項の3. 河川費、目の1. 河川総務費、節の14. 工事請負費、準用河川等浚渫工事は地区からの要望事項として上げられていた町内河川の浚渫を行い、河川の流水機能の向上を目的として行うものです。

1ページめくっていただきまして、14ページ、上段。

款の8. 土木費、項の6. 都市計画費、目の2. 公園費、節の14. 工事請負費、坊所児童公園フェンス等工事の15,000千円は、坊所児童公園に設置しております外周フェンスについて利用者が使用しているボールなどが公園外に出てしまうことからフェンスを取り替える工事を予定しております。同じく節の14. 工事請負費、鎮西山再整備工事の19,000千円は、文化財の発掘調査の影響のない範囲で国庫補助金を活用しながらアスレチック遊具の撤去などの工事を予定しております。

同ページ、下段。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の14. 工事請負費、中学校体育館トイレ改修工事の3,500千円は、計画的に町有施設のトイレ洋式温水洗浄便座化を順次行っておりますが、今回、中学校体育館のトイレ8台を温水洗浄便座に変更を行うものです。

15ページ、最下段。

款の10. 教育費、項の6. 保健体育費、目の2. 体育施設費、節の14. 工事請負費の中央公園遊歩道改修工事3,883千円は、中央公園にあります遊歩道が老朽化し、一部歩道のゴムチップが削れたりめくれたりしている箇所があり、利用者の方が転倒などにより負傷する危険性がありますので、不良箇所について改修を行います。

1ページめくっていただきまして、16ページ、中段。

款の12. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の22. 償還金、利子及び割引料の借換に伴う繰上償還43,254千円は、冒頭の地方債補正の追加のほうで御説明しました借換債の歳出の部分となります。

以上で、議案第35号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第38号 令和3年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）で

予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款の3. 繰越金、補正額1,760千円、計1,761千円。

歳入合計、補正額1,760千円、計1,774千円。

続きまして、3ページ。

歳出でございます。

款の2. 予備費、補正額1,760千円、計1,761千円。

歳出合計、補正額1,760千円、計1,774千円。

主な補正内容でございます。

予算に関する説明書3ページを御覧ください。

2 歳入。

款の3. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金1,760千円でございますが、こちら繰越金の確定に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の2. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費1,760千円でございます。

本年度当会計における事業の予定というものはございませんので、歳入と同額を予備費に計上しております。

以上で議案第38号の補足説明を終わります。

私のほうからは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第36号及び議案第37号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第36号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を御説明いたしますので、お手元に御準備ください。

議案第36号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ですが、予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入のほうからでございます。

款、補正額、計の順に順次読み上げて説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款の7. 繰入金、補正額4,173千円、計63,917千円。

款の8. 繰越金、補正額64,719千円、計84,719千円。

歳入合計、補正額68,892千円、計993,419千円となります。

3ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の9. 諸支出金、補正額13,690千円、計15,162千円。

款の10. 予備費、補正額55,202千円、計56,499千円。

歳出合計、補正額68,892千円、計993,419千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の3ページを御覧ください。

歳入ですが、款の7. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金ですが、財政安定化支援事業繰入金で4,173千円の計上をしております。

国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化等分の前年度精算分となります。

下段の款の8. 繰越金、項の1. 繰越金、目の2. その他繰越金64,719千円ですが、前年度繰越金が84,719,025円で確定しましたので、現計予算との差額を計上しております。

続きまして、歳出のほうですが、4ページを御覧ください。

款の9. 諸支出金、項の1. 償還金及び還付加算金、目の4. 災害臨時特例補助金償還金、節の22. 償還金、利子及び割引料の説明欄、災害臨時特例補助金返還金41千円は、東日本大震災対象者の一部負担金減免分に係る国庫補助金の前年度精算分となっております。

その下、同項、目の5. 災害等臨時特例補助金償還金、節の22. 償還金、利子及び割引料、

説明欄の災害等臨時特例補助金償還金45千円は、新型コロナウイルス感染症対応分として保険税の減免に係る国庫補助金の前年度精算分となっております。

その下、同項、目の6. 保険給付費等交付金償還金、節の22. 償還金及び利子及び割引料、説明欄の保険給付費等交付金返還金の11,542千円ですが、令和2年度の保険給付費等交付金の額が確定しましたので、実績により返還をするものでございます。

下段になります。

款の9. 諸支出金、項の3. 繰出金、目の1. 一般会計繰出金ですが、出産育児一時金及び総務事務費の前年度精算金の2,062千円を一般会計へ繰り出すものです。

5ページを御覧ください。

款の10. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費55,202千円ですが、不測の事態に備え予備費にて計上させていただき運営に当たりたいと考えております。

以上、議案第36号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第37号の補足説明を行いますので、お手元に議案第37号を御用意ください。

議案第37号 令和3年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入のほうからでございます

款、補正額、計の順に順次読み上げて説明をいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の4. 繰越金、補正額549千円、計550千円。

款の5. 諸収入、補正額25千円、計1,687千円。

歳入合計、補正額574千円、計118,181千円となります。

3ページを御覧ください。

歳出でございます

款の4. 諸支出金、補正額549千円、計730千円。

款の5. 予備費、補正額25千円、計525千円。

歳出合計、補正額574千円、計118,181千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の3ページを御覧ください。

歳入ですが、款の4. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金549千円ですが、前年度繰越金が549,080円で確定しましたので、現計予算との差額を計上しております。

その下、款の5. 諸収入、項の6. 雑入、目の5. 雑入、前年度保険料負担金精算金として25千円を計上しております。

4ページを御覧ください。

次に、歳出になります。

款の４．諸支出金、項の２．繰出金、目の１．一般会計繰出金ですが、令和２年度事務費精算分として一般会計へ549千円を繰り出すものでございます。

その下、款の５．予備費、項の１．予備費、目の１．予備費25千円ですが、不測の事態に備え予備費にて計上させていただき運営に当たりたいと考えております。

以上、議案第36号及び議案第37号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○建設課長（高島真幸君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第39号 令和３年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第２号）について補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元に予算書の御準備をお願いいたします。

予算書２ページを御覧ください。

第１表 歳入歳出予算補正でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げて御説明いたします。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の６．繰越金、補正額24,289千円、計24,290千円。

款の７．諸収入、補正額2,020千円、計2,022千円。

歳入合計、補正額26,309千円、計664,806千円。

下段、３ページを御覧ください。

歳出。

款の１．総務費、補正額8,000千円、計177,527千円。

款の４．予備費、補正額18,309千円、計21,309千円。

歳出合計、補正額26,309千円、計664,806千円。

それでは、補正内容につきまして、令和３年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第２号）に関する説明書により御説明させていただきます。

３枚めくっていただきまして、下段、３ページをお願いいたします。

２ 歳入でございます。

款の６．繰越金、項の１．繰越金、目の１．繰越金、節の１．繰越金24,289千円です。令和２年度会計決算により繰越金が確定したことによるものでございます。

款の７．諸収入、項の２．雑入、目の１．雑入、節の１．雑入2,020千円。説明欄、消費税還付金2,019千円、消費税還付加算金1千円です。

こちらにつきましては、令和2年度事業の確定申告に伴う消費税及び地方消費税が確定したことによる補正でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、上段、4ページをお願いします。

3 歳出でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の10. 需用費8,000千円、説明欄、1. 消耗品費1,000千円、6. 修繕料7,000千円でございます。消耗品につきましては、真空弁のオーバーホール自体の購入、修繕料につきましては、処理場のポンプの更新などを予定しております。

款の4. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費18,309千円です。不測の事態に備えるため予備費として計上しているところでございます。

以上で議案第39号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第40号の補足説明をさせていただきますので、お手元に御準備ください。

議案第40号、買い入れる動産としましては、タブレットパソコンとなります。

6月定例会に議案提出いたしました数量199台に転入者分3台を加えましての202台の変更仮契約でございます。

納入期限、令和3年10月29日前での数量変更ですので、変更仮契約となります。

GIGAスクール構想による1人1台端末配備での購入でございます。

買い入れる相手方、住所、佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2007番地。

名称は、株式会社服巻商事、代表者氏名、代表取締役 服巻康枝。

買い入れる変更金額は、税込みで194,370円です。

仮契約締結日は、令和3年8月23日となっております。

以上、議案第40号の補足説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○会計管理者（橋本真美君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第41号の令和2年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第45号の令和2年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案につきまして決算書を用いまして補足説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

まず、お手元の決算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

表の一番下の歳入合計欄を読み上げます。

予算現額14,227,370,911円、調定額13,579,183,327円、収入済額13,441,681,895円、不納欠損額2,651,907円、収入未済額134,849,525円、予算現額と収入済額との比較、マイナス785,689,016円でございます。

続きまして、2ページ飛びまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

表の一番下の歳出合計欄を読み上げます。

予算現額14,227,370,911円、支出済額13,093,120,511円、翌年度繰越額239,957千円、不用額894,293,400円、予算現額と支出済額との比較が1,134,250,400円でございます。

ページ下の欄外に記載しております歳入歳出差引残額が348,561,384円となっており、うち翌年度繰越額が145,913千円となっております。

次に、ページを大きく飛びまして、200ページ、201ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の歳入でございます。

一番下の歳入合計欄の予算現額1,090,342千円、調定額1,121,566,720円、収入済額1,083,315,607円、不納欠損額3,401,991円、収入未済額34,849,122円、予算現額と収入済額との比較はマイナス7,026,393円でございます。

続きまして、204ページ、205ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の歳出でございます。

歳出合計欄の左のほうから、予算現額1,090,342千円、支出済額998,596,582円、翌年度繰越額はございません。不用額91,745,418円、予算現額と支出済みとの比較は不用額と同額の91,745,418円でございます。

204ページの欄外に記載しております歳入歳出差引残額は、84,719,025円となっております。

次に、ページ飛びまして、238ページ、239ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の歳入でございます。

一番下の歳入合計欄の予算現額116,509千円、調定額115,290,830円、収入済額は調定額と同額の115,290,830円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較はマイナス1,218,170円でございます。

続きまして、次のページの240ページ、241ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の歳出でございます。

一番下の歳出合計欄の予算現額116,509千円、支出済額114,741,750円、翌年度繰越額はご

ざいませぬ。不用額1,767,250円、予算現額と支出済額との比較は不用額と同額の1,767,250円でございます。

ページ下の欄外に記載しております歳入歳出差引残額は、549,080円となっております。

次に、ページを飛びまして、256ページ、257ページをお願いいたします。

土地取得特別会計の歳入でございます。

一番下の歳入合計欄の予算現額1,756千円、調定額1,761,108円、収入済額は調定額と同額の1,761,108円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較が5,108円でございます。

続きまして、次のページの258ページ、259ページをお願いいたします。

土地取得特別会計の歳出でございます。

歳出合計欄の予算現額1,756千円、支出済額、翌年度繰越額はございません。不用額は予算現額と同額の1,756千円、予算現額と支出済額との比較も同額の1,756千円でございます。

ページ中ほどの欄外に記載しております歳入歳出差引残額は、1,761,108円となっております。

次に、ページを飛びまして、270ページ、271ページをお願いいたします。

農業集落排水特別会計の歳入でございます。

歳入合計欄の予算現額682,892千円、調定額696,178,843円、収入済額692,943,750円、不納欠損額154,710円、収入未済額3,080,383円、予算現額と収入済額との比較10,051,750円でございます。

続きまして、次のページの272ページ、273ページをお願いいたします。

農業集落排水特別会計の歳出でございます。

歳出合計欄の予算現額682,892千円、支出済額658,512,411円、翌年度繰越額10,141千円、不用額14,238,589円、予算現額と支出済額との比較は24,379,589円でございます。

ページ中ほどの欄外に記載しております歳入歳出差引残額が34,431,339円となっており、うち、翌年度繰越額が10,141千円となっております。

なお、各会計ごとの事項別明細等につきましては、歳入歳出決算書を御一読いただき御確認いただければと存じます。

以上をもちまして補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。日程第6に入る前に、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号は、それぞれ決算認定の件であります。5議案につきましては、一括審議としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、5議案については一括審議といたします。

審議に入る前に、監査委員による令和2年度各種会計決算審査報告を求めます。

○監査委員（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。それでは、私のほうから決算審査についての報告をしたいと思います。令和2年度歳入歳出決算の審査の概要について申し上げます。

1. 決算審査の対象は、(1)令和2年度上峰町一般会計歳入歳出決算、(2)令和2年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、(3)令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、(4)令和2年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算、(5)令和2年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算であります。

次に、2. 審査の期日ですが、令和3年7月20日から7月30日まで実質5日間の審査をいたしました。

3. 審査の総括意見は、まず(1)番目に、令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数は正確で関係帳票、証拠書類も整備され、歳入歳出差引残高は、照合の結果正確であることを確認した。

(2)予算執行については効率的執行に努力していることは認めるが、町条例及び規則の規定を十分にふまえ、さらに正確かつ適正な執行に努められたい。

(3)決算からみた本町財政状況を指数別に検討すると、本年度の財政力指数は、0.63で前年と同率であり、高い水準を示している。経常収支比率の目安としては75%未満が望ましいとされており、比率が低いほど弾力性がありその余力は住民福祉向上のための建設事業などの経費に充当が可能となる。本町の場合、前年度93.3%、本年度94.1%であり0.8ポイント上昇している。この主な要因としては、町税の減収が挙げられる。依然として厳しい状況が続いており、今後もこの点を充分認識してその改善に努力しなければならない。

実質公債費比率の早期健全化基準は、25%となっており、本町の場合は、前年度12.0%、本年度10.9%で1.1ポイント低下しており、一定の改善がなされている。今後も、公債費の割合は微減していく見込みであるが、これまで同様に行財政改革の取組みを継続していくことが必要である。

あとのページについては、お目通しをいただきたいとお願いいたします。

以上で概要報告を終わります。

○議長（中山五雄君）

ただいま吉田豊監査委員より令和2年度各種会計決算審査の報告をしていただきました。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですから、お諮りいたします。質問の途中でございますが、日程第6から日程第10までの各種決算認定につきまして、委員会条例第4条の規定により10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第45号までの各種決算認定については、10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました決算特別委員会につきましては、委員長に寺崎太彦君、副委員長に原田希君を選任したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、委員長に寺崎太彦君、副委員長に原田希君が選任されました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいま委員長に選任されました寺崎太彦君は登壇をしていただき、御挨拶をお願いいたします。

○9番（寺崎太彦君）

皆様こんにちは。ただいま議長から御紹介いただきました決算特別委員会委員長に指名されました寺崎太彦でございます。昨年に引き続き委員長に御指名していただいた中で、今、監査委員の方から御報告がありましたとおり、経常収支比率は94.1%、実質公債費比率は10.9%となっているがまだまだ厳しい財政状況であります。

議員の皆様方には慎重審議をしていただき、中身の濃い決算特別委員会にしたいと思しますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、執行部の皆様方にも、ぜひとも答弁はスムーズにできるようお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。

○議長（中山五雄君）

ありがとうございました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれ

をもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変お疲れさんでした。

午前11時8分 散会